

遊漁規則

芦之湖漁業協同組合



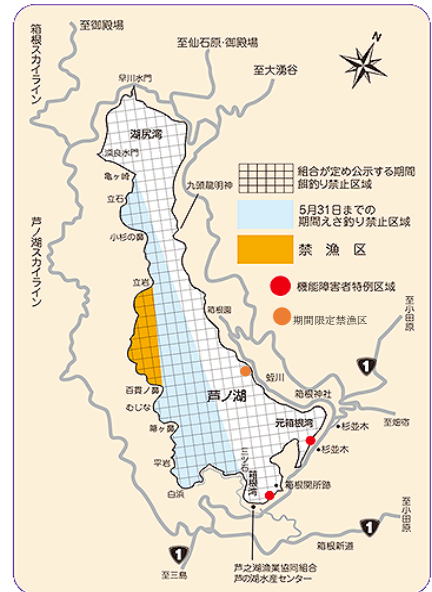
芦之湖漁業協同組合 遊漁規則要約（令和6年1月1日より施行）

解禁期間	3月2日より12月14日まで
遊漁時間	芦之湖漁業協同組合が定める日の出1時間前から日没1時間後まで この時間以外の夜間の釣りは禁止します。(漁協ホームページ参照)
対象魚種	にじます・ブラウントラウト・ひめます・オオクチバス・こい・ふな・うぐい・ おいかわ・わかさぎ・やまめ・いわな
制限匹数	ます類…15尾、オオクチバス…5尾
持出禁止	オオクチバスを生きのまま芦ノ湖から持ち出してはいけません。
全長制限	各魚種下記全長以下のものを採捕してはいけません。 やまめ・いわな・ひめます・にじます・ブラウントラウト・こい…18cm オオクチバス…25cm

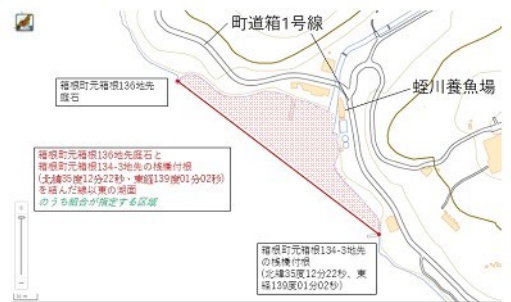
- 釣りをする時は、事前に遊漁料を支払い、遊漁証を携帯してください。
- 遊漁証は他人に貸与及び譲渡することはできません。
- 漁場監視員の要求があった場合は遊漁証を提示してください。
- 餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り以外の釣りはできません。
使用できる仕掛けの数は1人2本まで。
- まき餌、軟質プラスチック製疑似餌（プラスチックワーム）や合成素材付け餌（パワーベイト）は環境に悪影響があるため使用禁止です。
- わかさぎ釣りを除き、胴突釣り仕掛けは使用できません。
- 釣りの時間は組合が定める日の出1時間前から日没1時間後までとし、この時間以外の夜間の釣りはできません。
- 右図アミカケの区域（芦ノ湖全域）は、3月1日から4月30日までの間で組合が定め公示する期間は、岸及び栈橋からの餌を用いた釣りはできません。
ただし、右図●赤丸の（組合が定めた特例エリア別図に示す）特例区域で心臓疾患、視覚機能の障害、精神機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があり、船舶の利用に関して支障をきたすと組合が事前に認めたものが遊漁する場合を除く。

詳しくは組合事務所に事前にお問い合わせ下さい。0460-83-7361

- 3月1日から5月31日までの期間は、岸からの餌を用いた釣り、竿釣り仕掛けの長さを竿先より15m以上延ばして釣りをすることはできません。
- 右図■の三石の突端から亀ヶ崎の突端とを結んだ線以西の湖面では、3月1日から5月31日までの期間中、餌釣りはできません。
- 禁漁区域右図■（百貫の鼻突端と立岩突端とを結んだ線以西の湖面）での釣りはできません。
- 禁漁区域右図●オレンジ丸の蛭川養魚場前（庭石と栈橋付根を結んだ線以东の湖面のうち組合が指定する区域）は3月2日から4月30日まで、10月1日から11月30日までの間は釣りはできません。



上図●期間限定禁漁区 拡大図



※ 上記に基づく遊漁時間、特定エリアについては、組合のホームページを確認していただくか、電話でお問い合わせください。

芦之湖漁業協同組合 遊漁規則要約（令和6年1月1日より施行）

■各魚種下記全長以下のものを採捕してはいけません。

魚種 やまめ・いわな・ひめます・にじます・
ブラウントラウト・こい……………18cm
オオクチバス……………25cm

■持ち帰り制限尾数

魚種 ます類（やまめ・いわな・ひめます・にじます・
ブラウントラウトの合計尾数）……………15尾
オオクチバス……………5尾

※持ち帰り尾数は必ず守ってください。違反者に対して組合は直ちに遊漁を中止させ、以降の遊漁を拒絶します。

■オオクチバスを生きたまま芦ノ湖から持ち出してはいけません。

■釣り人は距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはいけません。

■組合は釣り人がこの規則に違反したときは直ちに釣りの中止を命じ、または以降の釣りを拒絶することがあります。この場合、すでに納付した遊漁料の払い戻しはいたしません。

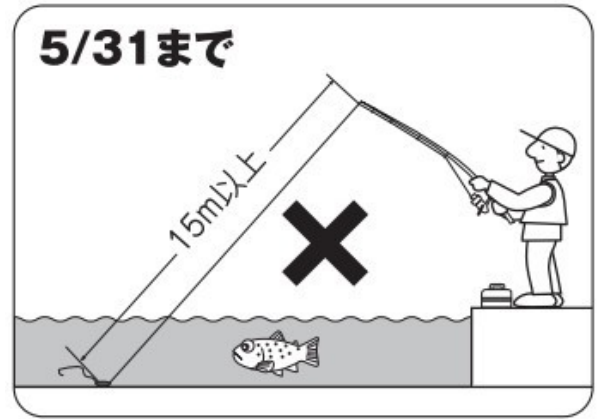
■遊漁料

●一般（中学生及び小学生以下、未就学の幼児は無料）

1日券 一般売り……………1,800円
現場券……………4,000円
年間券……………20,000円

●身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）

1日券 一般売り……………900円
現場券……………2,000円
年間券……………10,000円



遊漁規則では「釣りをする前にあらかじめ遊漁証を購入すること」と定められています。現場売りの対象者は「遊漁券を購入せずに釣りを開始している方」となります。

外来生物被害防止法による移動の禁止

オオクチバス、コクチバス及びブルーギルを生きたまま移動、放流することは法律で禁止されています。芦ノ湖で釣り上げたオオクチバスのキャッチ＆リリースはできますが、生きたまま持ち出すことや、ほかの河川・湖沼へ放流することはできません。違反者は処罰の対象となります。

釣りをされる方へお願い

芦ノ湖では、みなさんが楽しく公平に釣りをしていただくために、資源保護、環境保全、マナーについて次の事項を守っていただくようお願いいたします。

■資源保護：限りある資源を平等に利用しましょう。遊漁規則の持ち帰り制限尾数を遵守願います。

■環境保全：釣り魚の増殖のために漁場環境の保全が重要です。釣り場は汚さないようお願いします。

●林間・湖岸でたき火をしないでください。●草、木、石、土を採ったりしないでください。

●ゴミは持ち帰ってください。●キャンプはキャンプ場以外ではしないでください。

■自家用船：自家用船（マイボート）については動力船、ローボート、カヌーなど船種にかかわらず、芦ノ湖水安全協会に出航帰港届を出してください。

●自家用船出航手続

費用 1,000円（事務手数料）
受付場所 芦ノ湖水産センターで受付代行を行っています。
受付時間 8:30～12:00、13:15～16:00
必要書類 船舶検査証書、船舶操縦免許証

※出航時間は通年8:30～、10月1日～3月31日の帰港時間 16:00(冬)、4月1日～9月30日の帰港時間 17:00(夏)

■おねがい：釣り人は、マナーを守り、みんなで楽しい釣りが出来るようにしましょう。

●各苑地内でのフライ釣りは大変危険ですのでご遠慮ください。また、岸からフライ・ルアー釣りをされる方は、他地区においても人や電線など、うしろに十分注意してください。

●栈橋を利用される方は、所有者の指示に従ってください。また、汚さぬように注意してください。

●岸からの投げ込み釣りの際、栈橋及び船に向かって投げないでください。

●つり船を利用する方は、必ず救命胴衣を着用し、飲酒しての乗船はしないでください。

●遊漁承認証は紛失しないよう注意し、必ず携帯してください。

●監視船・パトロール船・警備艇が巡回します。ご協力ください。

●自家用車を利用の方は、路上駐車をしないでください。